

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	総務省
対象税目	道府県民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、鉱区税、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税		
要望項目名	地方独立行政法人に係る非課税措置等の拡充		
要望内容（概要）	<p>地方独立行政法人制度に係る税制上の措置を講ずること。</p> <p>・ 地方独立行政法人は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を行う法人であり、地方独立行政法人制度を活用することで、目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等により、業務の効率性や質の向上が期待される。</p> <p>【特例措置の内容】</p> <p>次の税目について、非課税措置の対象を、成立の日の前日に設立団体が行っていた業務に相当する業務のみを行う移行型地方独立行政法人以外の地方独立行政法人にも拡充すること。</p> <p>道府県民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、鉱区税、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税</p>		
関係条文	<p>〔地方税法：第 25 条第 1 項第 1 号、第 73 条の 3 第 1 項、第 115 条第 1 項、第 146 条第 1 項、第 179 条、第 296 条第 1 項第 1 号、第 348 条第 8 項、第 443 条第 1 項、第 586 条第 1 項、第 702 条の 2 第 1 項、第 704 条第 1 項、第 2 項〕</p>		
要望理由	<p>地方独立行政法人は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を行う法人であり、既に移行型地方独立行政法人（設立に伴う職員の引継ぎ等の措置が適用された地方独立行政法人）の一部については非課税措置が設けられている。</p> <p>非課税措置の対象を移行型地方独立行政法人の一部に限定する必然性がないことから、移行型地方独立行政法人の一部以外の地方独立行政法人に拡充することを要望する。</p>		
減収見込額	<p>（初年度） 100 （－） （平年度） 26 （－） （単位：百万円）</p>		
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税</p> <p>すべての地方独立行政法人について、所得税、法人税、印紙税、登録免許税が非課税</p> <p>消費税は、地方公共団体並びの特例措置</p>	
	22 年度の望	<p>・ 国税</p> <p>・ 融資、補助金その他</p>	
過去の要望経緯	<p>平成 15、16 年度において要望</p> <p>（平成 15 年度税制改正において、移行型地方独立行政法人に係る非課税措置が新設され、平成 16 年度税制改正において、公立大学法人について、新設型地方独立行政法人が非課税措置の対象とされた。）</p>		
本要望に対応する縮減案			